

茗宮区 地区防災計画

令和6年7月27日

茗 宮 区

第1 計画の目的

この計画は、区民生活に甚大な被害を及ぼす恐れのある災害に対処するため、過去の災害の経験を教訓に、社会構造の変化を踏まえながら、区民が、相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2 防災の基本方針

本計画は、区民が一体となって防災体制の確立を図るとともに「災害に強いまちづくり」を進めることにより、災害から区民のかけがいのない生命と財産を守ることを目的とし、区としては、「自らの命は自らが守る」、「自らのまちは自らが守る」を基本に、“自助”“共助”のもと。区民がそれぞれの役割を明らかにし、情報の共有を図りながら、相互の信頼関係に基づく協働により、災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減、早期復旧のための災害活動体制の整備など防災体制の整備や区民の防災行動力の向上など、地区の防災力を高めていくことを基本方針とする。

そこで、区としてもその方針に基づき必要な事項を以下の通り定め、運用していくことにする。

第3 地区災害発生の特徴

災害リスク

①自然の特性および災害【水害、洪水、地震、土砂崩壊、火災】

【水害】千曲市が発行した防災ガイドブック（令和3年4月発行）の洪水・土砂災害マップによれば、千曲川の堤防が決壊した場合（L2：1000年に1回程度の最大規模の降雨）当該地区は、3mから5mの浸水が発生する可能性があるとされている。地球温暖化の影響か、近年においては、世界各地で大規模な豪雨、また、日本国内においても、線状降水帯等の発生により、甚大な水害が発生している。災害に対する意識強化と事前準備が重要になっている。※ハザードマップ参照

【洪水】2019年10月の台風19号では、特に県下の千曲川流域で大きな災害となったが、千曲市では、新田地区と八幡代地区にある「かすみ堤」から水が溢れ、さらに小河川へ流れ込み、中、鋳物師屋、新田、杭瀬下、屋代及び八幡代地区に大量の濁流が押し寄せた。また、雄沢川、湯沢川の河川氾濫により地区に大きな被害があった。この災害により地区内でのけが人等はなかったものの。多くの住宅、公共施設が、床上浸水、床下浸水等の被害となった。

若宮区においては、住宅地内の被害はなかったが、堤防東側の河川にある畑はすべて冠水し畑に置いてあった機材は流出又は泥に埋まりそれぞれ被害を受けた。

また八王子地籍においては荒砥沢川の増水により、一帯が冠水し、多くの住宅が床下・床上浸水し大きな被害となった。

【地震】全国各地で多発している地震については、2015年3月に公表された地震災害想定調査結果によれば、千曲市に最も影響を及ぼす地震として「糸魚川-静岡構造線断層帯」の地震で最大震度7と想定されている。

【土砂災害】当該地区の南西側には、正城山、八王子山及び西山があり大きな地震又豪雨が発生した場合土砂崩落等の危険が危惧される地域である。

※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域 参照

【火災】当該地区は南西側に大きな山を抱えていることから、火災が発生した場合正城山等からの強い吹きおろしの風により、大規模火災に及ぶことも想定しなければならない地域である。

② 地区の特性および社会の特性

- ・ 当該地区は、住宅地北東側に農地が集中し、農業振興地域の指定を受けている。農家の現況は高齢者が多く、今後の農業の存続が心配される地域である。
- ・ 当該地域の南東側には、千曲川が流れ、平時には清流として我々の生活の営みに大きく影響をもたらしている。しかしながら、ひとたび、豪雨等により増水した場合には、激流となり危険な川となることを認識しておく必要がある。

第4 防災対策の実施

防災対策を行うにあつては、次の事項を基本とし、区は、市、関係機関及び市民（区民）と連携し、それぞれが役割を認識し一体となって最善の対策をとるものとする。

区としての役割

(1) 災害に備えるための行動対策

① 平常時の取り組み

いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して以下の防災活動に取り組みます。

ア 地区の安全点検

- ・ 防災の基本は自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

イ 防災知識の普及や啓発

- ・ 防災対策では、地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。
- ・ 地区住民には、避難する場合に備えて、貴重品、日常必需品、飲料水（1 リットル / 1人）非常食品（3食分）、情報収集品、衣類、避難時必需品等を事前に用意しておくなど周知する。

ウ 避難所（公民館等）の点検整備

- ・ 災害発生時又は災害の恐れがある場合に、区民の自主的な避難を含めて、速やかに避難できるよう、避難所（若宮公民館・佐良志奈神社）の点検整備を行う。

エ 食料品等の備蓄整備

- ・食料品等の備蓄資機材は災害発生時に役立ちます。区においては、食料品等の備蓄資機材（区民人口5%の3食分の食糧、飲料水等を含む）を整備し、日ごろの点検や使い方を確認します。

※ 若宮の区民数 609人 八王子の区民数49人（令和6年4月1日現在）の5%の
3食分=30人×3食=90食分程度 八王子は上山田に避難する。

オ 防災訓練

- ・防災訓練は、いざという時、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的に参加を呼びかけ、訓練を定期的に行います。

カ 区民及び災害時避難行動要支援者との「顔の見える関係」の構築。

- ・区民との顔の見える関係については重要なことであることに加えて、個別支援計画により示されている、災害時避難行動支援者（以下「要支援者」という。）の方々に対する見守りとして、日頃から、「訪問、声掛け」等を行い、「顔の見える関係」が大切である。

キ その他

- ・区が必要と認める事項について整えておく。

② 災害時の取り組み（人命を守り、被害の拡大を防ぐための活動）

※ 災害時は、負傷者の発生や火災等の様々な事が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなの力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

ア 情報の収集、伝達

- ・公共機関などから正しい情報を収集し、必要がある時は、屋外告知放送設備等を活用して、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況等を取りまとめ、市役所・警察・消防他関係する機関に報告する。

イ 初期消火

- ・消防自動車到着までの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。

※ 自主防災会との連携含む

ウ 救出、救助及び救護活動

- ・自分自身が怪我をしない様に注意しながら、みんなで協力して負傷者や、要支援者及び家屋の下敷きになった人の救出、救助、救護活動を行う。

エ 医療救護活動

- ・医師又は救急隊員の手当てが受けられるまでの間、負傷者の応急手当てをして、公民館等へ搬送する。

オ 避難誘導

- ・地区住民を安全な場所などへ誘導する。

カ 給食・給水活動

- ・地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

③ 要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子供等、人の助けを必要とする人です。こうした要支援者を災害から守るため、みんなで協力しながら、支援を行っていく。この取り組みを着実に進めるため個別計画に定めた事項を踏まえながら、行動できる体制が必要です。

ア 要支援者の身になって防災環境の点検、改善を行う。

- ・ 耳や目の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないか等を点検し、改善に努める。

イ 避難支援体制の構築

- ・ 避難体制に係わる支援について、区としての役割を明確にしておくとともに、日頃から「要支援者への声掛け」を積極的に進める。

ウ 避難する時は、しっかり誘導する。

- ・ 隣近所の助け合いが重要。一人の要支援者に複数の避難支援者が必要となるなることを認識しておく。

エ 困った時こそ、温かい気持ちで接する。

- ・ 非常時こそ、不安な状況に置かされている人にやさしく接する必要がある。困っている人や要支援者には、思いやりの心をもって接する。

オ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

- ・ いざというときに、円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要支援者とのコミュニケーションを図る。なお、児童民生委員と連携するなど、必要な情報を共有しておくことも大切なことである。

(2) 災害時の具体的な対応行動

① 現地災害対策本部の設置について

区長は、区内又は近接地区等において、災害が発生又は発生する恐れがある時には、その災害状況を見極めた上で、現地災害対策本部を設置するとともに、災害対応に努めること。

※ 現地災害対策本部の設置場所については、若宮公民館又は佐良志奈神社とする。

※ 災害種別（地震、土砂災害、大規模火災、自然災害）によって上記場所が現地災害対策本部等として活用できない場合を想定し、上記場所以外の場所をあらかじめきめておくこと。

※ 現地災害対策本部を設置した場合には、千曲市（災害警戒本部、災害対策本部）へ開設した旨を連絡する。 連絡先 千曲市 026-273-1111

ア 避難所の安全確認

区長は、避難所開設のため、指定されている避難所（公民館等）に区役員（別記本部員、専門部員）を参集させ、施設の安全確認を行う。また、各分区長は、現地災害対策本部編成表に基づく人員を確保する。

なお、連絡体制については、迅速的に行うことができる連絡網を作成しておくこと。（別記様式参照）

※ 避難所として安全確認がOKの場合は、開設準備していく。

※ 避難所として安全確認がNGの場合は、速やかに千曲市災害対策本部等へ連絡するとともに、必要な対策を講じる。

なお、連絡体制については、迅速的に行うことができる連絡網を作成しておくこと。建物の安全確認が取れないと判断した場合には、応急危険度判定を実施する等、使用の可否についての判断を専門家に委ねる。

イ 開設準備

区長は、施設の安全が確認された後、避難所開設準備を行う。

ウ 広報の実施

区長は、避難所、避難場所を開設した場合には、屋外放送設備等を活用して、区民に対して避難所等を開設した旨を伝える。

エ 避難所の運営

区長は、準備完了後、避難場所を開設する。開設時には災害対策本部（千曲市役所 TEL026-273-1111）等へ連絡するとともに、必要な情報等については情報共有を図ること。

・ 受付

受付で、全ての避難者に対して、検温及び体調の異変の聴取等を実施したうえで、一般避難者と福祉避難者及び体調不良者に振り分ける。振り分け後、それぞれの受付名簿に記入してもらい、避難者カードを渡して、避難者を受け入れする。また、避難体制等を考慮したうえで、必要な部品等を配布する。

・ 避難所の維持管理及び必要物資の調達について

避難所の環境については、避難者に立場を考えたうえで、適切な維持管理に努めること。また、避難所において必要な部品等が不足した場合には、千曲市災害対策本部に連絡し受領する。また、区においても備蓄している部品が不足する場合には適宜調達する。

・ 避難所の運営について

避難者等の健康状態について適切に把握するとともに、室内は適正な管理を行い、避難者には、感染対策を徹底する等、感染防止（室内換気を含む）にも十分配慮する。また、避難所に必要な資機材等は適切に管理できるよう努めるとともに、避難所の火災予防をはじめ、安全な施設管理に努める。

・ ボランティア、支援物資の受け入れについて

千曲市等と協議し、受入れ等の判断をする。

・ 避難所の縮小及び閉鎖の判断について

災害状況を見極めた上で、千曲市と協議し、縮小又は閉鎖の判断をする。

③ 地区防災訓練の実施について

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう千曲市、消防機関とも連携しながら次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年実施する。

※ 千曲市消防団、日赤奉仕団、児童民生委員、自主防災会、安協等との連携

ア 避難訓練（要配慮者の支援を含む） エ 給食、給水訓練

イ 情報収集、伝達訓練 オ 消火、救出訓練

ウ 応急救護訓練 カ 啓発活動

※ 区民に対しては、日頃から避難に備えて、非常持ち出し品（1人^{リットル}、非常食3食分、貴重品、防災用品、医薬、衛生品等）の準備をお願いします。

※ 訓練においては、過去の災害発生状況について伝えとともに、マイタイムライン等の作成についても周知しておくことが大切である。

※ 訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映する等、定期的に活動内容を見直し、必要であれば「地区防災計画」の見直しを行う。

※ 地区防災計画の見直し及び訓練等については、自主防災会が主体となて行う。

◎ 災害時の連絡網 別記様式

◎ 現地災害対策本部役員

No	区 役 員 名	役 職	主 な 業 務	備 考
1	区 長	本部長	統 括	
2	代 理 区 長	副本部長	副統括	
3	顧 問	本部員	本部業務担当	
4	事 務 局	本部員	受付・総務班	
5	協議委員	専門部員	各種担当班	4名
6	分館長	〃	受付・総務班	
7	副分館長	〃	受付・総務班	
8	各分区長	〃	受付・総務班	5名
9	民生児童委員	〃	避難所運営班	
10	区長から指名された者	〃	区長からの指示業務	
11				
12				
13				

No	役 職 名	員 数	備 考
1	本 部 員	4名	現地災害対策本部役員兼務
2	受付・総務班	3名	分館長・民生児童委員
3	消化・救出・救護班	3名	協議委員・副分館長
4	避難誘導・給食・給水班	3名	協議委員・副分館長
5	避難所運営班	5名	分区長
6	警戒・警備班	3名	安 協
7	そ の 他	適宜	
8			
9			
10			

※ 消火活動については、消防班及び自主防災会と協力して活動する。

◎ 要支援者への支援体制の整備

福祉班を中心に要支援者の支援体制を整備する。

※ 個別支援計画に基づき、必要な支援体制を事前に計画する。

※ 支援体制・支援方法等の検討整理、対象者の把握、個別計画の敵機的な見直しを含めた確認。

No	役 職 名	員 数	備 考
1	福祉班	計画中	支援体制を考慮したうえで必要な人を別途計画していく。

◎ 災害備蓄状況

No	物品名	数量	備蓄場所	備 考
1	テント	2	公民館	
2	テーブル（短足）	60	公民館	
3	テーブル（長足）	25	公民館	
4	椅子	50	公民館	
5	ハンドスピーカー	1	公民館	
6	消火器	5	公民館	
7	ヘルメット	10	備蓄計画中	
8	ビニールシート		備蓄計画中	
9	カセットコンロ		備蓄計画中	
10	備蓄用飲料水 500m l		備蓄計画中	
11	備蓄用食料		備蓄計画中	
12	炊き出し用器具一式		備蓄計画中	
13	担架		備蓄計画中	
14	土嚢	100	備蓄計画中	
15	燃料（ガスボンベ・灯油）		備蓄計画中	
16	水タンク		備蓄計画中	
17	A E D		備蓄計画中	
18				
19				
20				
21				
22				
23				

◎ 近くの緊急指定避難場所、緊急指定避難所及び福祉避難所

避難場所	避難所	福祉避難所	施 設 名	備 考
◎	◎	◎	更級小学校	
◎	◎		更級保育園	
◎	◎	◎	千曲市役所	
◎	◎		若宮公民館	
◎	◎		佐良志奈神社	

受付名簿

[illegible]

避難者カード

現地災害対策本部【 若 宮 区 】

受付番号	住 所	分区区分	連絡先※携帯電話
No	千曲市 大字若宮 番 地	分 区	— —
氏 名 (年 齢)	(歳)		
特記事項			

※ 個人番号は、受付で示された番号をご記入願います。

※ この避難者カードは必要事項をご記入の上、各自保管して下さい。

※ 避難所から自宅へ帰宅する際には、受付へ返却をお願いします。

避難者カード

現地災害対策本部【 若 宮 区 】

受付番号	住 所	分区区分	連絡先※携帯電話
No	千曲市 大字若宮 番 地	分 区	— —
氏 名 (年 齢)	(歳)		
特記事項			

※ 個人番号は、受付で示された番号をご記入願います。

※ この避難者カードは必要事項をご記入の上、各自保管して下さい。

※ 避難所から自宅へ帰宅する際には、受付へ返却をお願いします。



 河岸侵食による区域
 氾濫流による区域

-  土砂災害特別警戒区域 (急傾斜)
-  土砂災害警戒区域 (急傾斜)
-  土砂災害特別警戒区域 (土石流)
-  土砂災害警戒区域 (土石流)
-  土砂災害警戒区域 (地すべり)

備蓄計画

令和7年8月21日現在

No.	物品名	目標数	整備予定年度			備考
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	
1	備蓄食料 (アルファ米)	100食	100食	50食	50食	消費期限5年
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※ 備蓄品は計画的にローリングストックを行うものとする。

《参考資料》（食料品等の備蓄品の目安）

【長野県及び千曲市の備蓄目標】

千曲市内において最も被害が大きいとされている糸魚川－静岡構造線断層帯の地震による最大想定避難所避難者数では、市民(全人口)の約13.5%となっており、食料品等の備蓄は3日分として、長野県1/3、千曲市1/3、市民1/3となっている。

【区・自治会の備蓄目標】

区・自治会の世帯数の2倍（一世帯2人した場合）の10%を目標に食料品等の備蓄を整備する。（1日分を備蓄）

例） 区・自治会の世帯数が400世帯の場合

【基準：80人（400世帯×2人）×10%＝80人】

①飲料水 80人×3ℓ（1日/1人）＝240ℓ（500mlの場合480本）

②食料 80人×3食（1日/1人）＝240食